



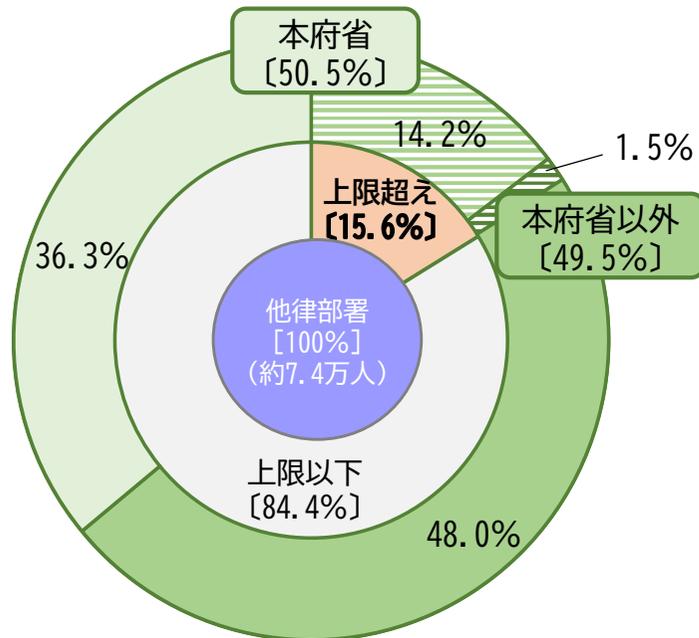
上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合等について（令和3年度）

令和5年3月 人事院事務総局職員福祉局

1. 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合（他律部署）

○ 令和3年度において上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合は次のとおり。

(1) 他律部署（他律業務の比重が高い部署）



・ 他律部署(約7.4万人)のうち、4つの基準のいずれかに該当した職員の割合:15.6%(約1.2万人) ※令和2年度よりも2.0ポイント増加

【参考】

- ・ 本府省の他律部署(約3.8万人)のうち、いずれかの基準に該当した職員の割合 → 28.1%(約1.1万人)
- ・ 本府省以外の他律部署全体(約3.7万人)のうち、いずれかの基準に該当した職員の割合 → 2.9%(約0.1万人)

〔基準別で見た場合〕

・ 本府省の他律部署では、**14.1%**が月100時間以上、**19.9%**が2～6月平均80時間超の超過勤務を命ぜられていた。

基準（上限）	全体 〔約7.4万人=100%〕	本府省 〔約3.8万人=100%〕	本府省以外 〔約3.7万人=100%〕
1月100時間未満	7.7% (7.2%)	14.1% (13.8%)	1.1% (0.7%)
年720時間以下	6.8% (5.6%)	12.7% (11.0%)	0.8% (0.3%)
2～6月平均80時間以下	10.7% (9.5%)	19.9% (18.1%)	1.2% (1.0%)
月45時間超は年6回まで	11.9% (9.6%)	21.5% (18.0%)	2.1% (1.2%)

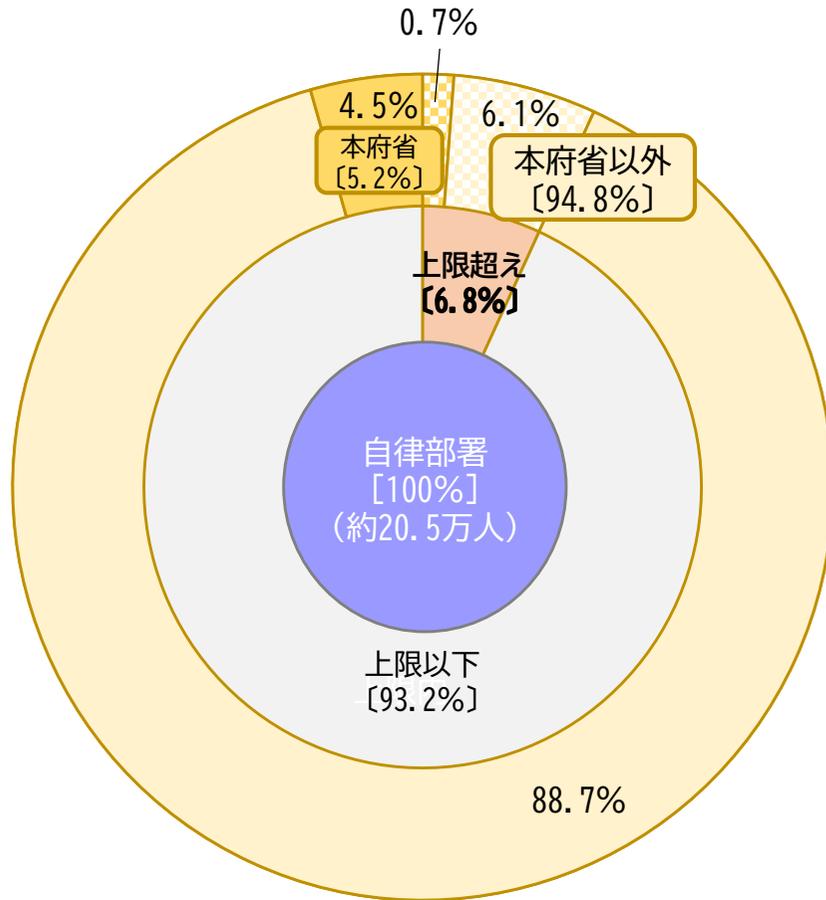
- ※1 ()内の%は令和2年度の割合
- ※2 []内の人数は年度末定員の総数（概数）。%は全体、本府省、本府省以外の総数をそれぞれ100%とした場合
- ※3 基準別で見た場合の合計は、同一の職員が複数の基準を超えている場合もあるため、上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合とは一致しない。

〔上記1～3は(2)の自律部署の表についても同様〕

1. 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合（自律部署）

○ 令和3年度において上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合は次のとおり。

(2) 自律部署（他律部署以外の部署）



・ 自律部署(約20.5万人)のうち、2つの基準のいずれかに該当した職員の割合:6.8% (約1.4万人) ※令和2年度よりも0.2ポイント減少

【参考】

- ・ 本府省の自律部署(約1.0万人)のうち、いずれかの基準に該当した職員の割合 → 13.1% (約0.1万人)
- ・ 本府省以外の自律部署全体(約19.4万人)のうち、いずれかの基準に該当した職員の割合 → 6.4% (約1.3万人)

〔基準別で見た場合〕

基準（上限）	全体 〔約20.5万人=100%〕	本府省 〔約1.0万人=100%〕	本府省以外 〔約19.4万人=100%〕
1月45時間以下	6.1% (6.3%)	12.3% (13.5%)	5.8% (5.9%)
年360時間以下	4.1% (3.9%)	7.9% (8.3%)	3.9% (3.6%)

2. 令和3年度における上限超えの主な要因別の職員割合

○ 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員が従事した主な特例業務としては、以下のものがあつた。

(主なポイント)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策関連業務により上限を超えた職員割合は、他律部署と自律部署のいずれも、前回（令和2年度）を下回っている。
- ・ 他律部署においては、「重要な政策に関する法律の立案」、「他国又は国際機関との重要な交渉」、「予算・会計関係業務」等により上限を超えた職員割合が、前回は上回っている。
- ・ 他律部署における「国会対応業務」により上限を超えた職員割合は、前回は下回ったものの、依然として最も大きい。

他律部署		特例業務の内容	割合
他 律 部 署	①	大規模災害への対処	2.4% (6.7%)
	②	重要な政策に関する法律の立案	10.5% (9.6%)
	③	他国又は国際機関との重要な交渉	9.4% (8.8%)
	④	新型コロナウイルス感染症対策関連業務	11.2% (18.8%)
	⑤	予算・会計関係業務	12.6% (11.5%)
	⑥	人事・給与関係業務	6.6% (6.3%)
	⑦	国会対応業務	18.7% (20.2%)
自律部署		特例業務の内容	割合
自 律 部 署	①	大規模災害への対処	13.6% (19.8%)
	②	重要な政策に関する法律の立案	0.9% (0.6%)
	③	他国又は国際機関との重要な交渉	0.3% (0.6%)
	④	新型コロナウイルス感染症対策関連業務	7.3% (12.3%)
	⑤	予算・会計関係業務	15.8% (17.1%)
	⑥	人事・給与関係業務	10.4% (10.4%)
	⑦	国会対応業務	1.1% (0.9%)

※1 ①～③は人事院規則に例示する特例業務。④～⑦は「その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認めるもの」のうち共通的な業務を取り上げたもの

※2 他律部署の割合については、他律部署の4つの基準のうち、いずれかの基準に該当した職員の人数を100%として算出したものである。同様に、自律部署の割合については、自律部署の2つの基準のうち、いずれかの基準に該当した職員の人数を100%として算出したものである。

※3 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省固有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない。

※4 ()内の%は令和2年度の割合

超過勤務の上限等に関する措置（現行制度）の概要

超過勤務命令の上限

- 各省各庁の長は、原則として1箇月について45時間かつ1年について360時間の範囲内（他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては、1箇月について100時間未満、1年について720時間等の範囲内）で、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。
- 特例業務（大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認める業務）に従事する職員又は従事していた職員に、上限を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、超過勤務命令の上限は適用しない。

特例業務に従事する場合

※「特例業務」とは、大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認める業務をいう。

- ◆ 月45時間以下
- ◆ 年360時間以下

- ◆ 月100時間未満
- ◆ 年720時間以下
- ◆ 2～6箇月平均80時間以下(注)
- ◆ 月45時間超は年6箇月まで

超過勤務

(注) 2箇月、3箇月、4箇月、5箇月、6箇月のいずれの期間においても、平均が80時間以下であることをいう。

正規の勤務時間

原則
〔自律部署〕

他律的な業務の比重の高い部署
〔他律部署〕

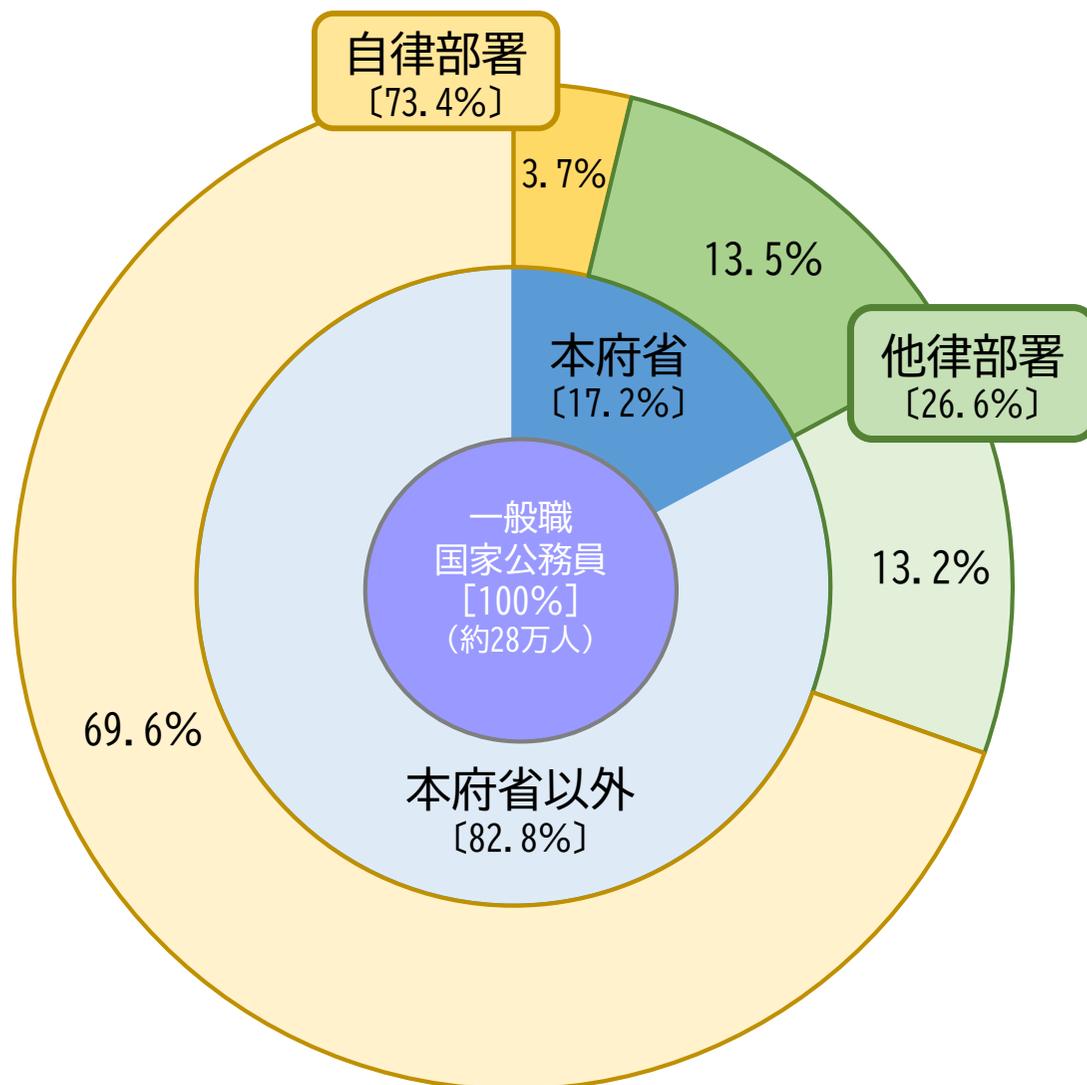
【他律的業務の比重が高い部署】

- ・ 「他律的業務」とは、業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。
- ・ 国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務の量や時期が各府省の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当し得る。

要因の整理分析等

- 特例業務により、上限を超えて超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、適切に情報を収集して、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う必要。

一般職国家公務員の人員構成



※ 令和3年度末予算定員を基に算出

他律部署 [26.6%] (約7.4万人) 《25.9%》

- ・ 本府省 [13.5%] (約3.8万人)
- ・ 本府省以外 [13.2%] (約3.7万人)

※1 他律部署とは、他律的業務の比重が高い部署のこと
 ※2 《 》内の%は令和2年度の割合

自律部署 [73.4%] (約20.5万人) 《74.1%》

- ・ 本府省 [3.7%] (約1.0万人)
- ・ 本府省以外 [69.6%] (約19.4万人)

※ 《 》内の%は令和2年度の割合

本府省 [17.2%] (約4.8万人)

- ・ 他律部署 [13.5%] (約3.8万人)
- ・ 自律部署 [3.7%] (約1.0万人)

※ 本府省全体(約4.8万人)を100%として、
 本府省の他律部署の割合を算出すると78.4%

本府省以外 [82.8%] (約23.1万人)

- ・ 他律部署 [13.2%] (約3.7万人)
- ・ 自律部署 [69.6%] (約19.4万人)

※ 本府省以外全体(約23.1万人)を100%として、
 本府省以外の他律部署の割合を算出すると15.9%

令和3年度 他律的業務の比重が高い部署の指定状況及び上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合

府省名	他律的業務の比重が高い部署の割合			上限を1回でも超えた職員の割合（対定員）								
				他律部署			自律部署			他律部署+自律部署		
	合計	本府省	本府省以外	合計	本府省	本府省以外	合計	本府省	本府省以外	合計	本府省	本府省以外
全体	26.6%	78.4%	15.9%	15.6%	28.1%	2.9%	6.8%	13.1%	6.4%	9.1%	24.7%	5.9%
会計検査院	91.0%	91.0%	—	8.0%	8.0%	—	5.3%	5.3%	—	7.8%	7.8%	—
人事院	42.5%	58.5%	6.3%	0.8%	0.8%	0.0%	1.1%	2.3%	0.0%	1.0%	1.4%	0.0%
内閣官房	90.5%	90.5%	—	28.6%	28.6%	—	11.1%	11.1%	—	26.9%	26.9%	—
内閣法制局	77.9%	77.9%	—	55.0%	55.0%	—	23.5%	23.5%	—	48.1%	48.1%	—
内閣府	54.9%	79.9%	10.6%	30.6%	32.5%	5.4%	13.7%	17.7%	12.0%	22.9%	29.5%	11.3%
宮内庁	41.6%	60.9%	0.0%	14.0%	14.0%	—	10.2%	21.1%	0.9%	11.8%	16.8%	0.9%
公正取引委員会	75.1%	95.8%	0.0%	7.9%	7.9%	—	8.3%	14.8%	7.3%	8.0%	8.1%	7.3%
警察庁	75.7%	88.1%	69.9%	5.3%	13.9%	0.3%	2.5%	3.6%	2.3%	4.6%	12.7%	0.9%
個人情報保護委員会	83.1%	83.1%	—	20.3%	20.3%	—	36.0%	36.0%	—	23.0%	23.0%	—
金融庁	98.8%	98.8%	—	27.2%	27.2%	—	15.8%	15.8%	—	27.0%	27.0%	—
消費者庁	62.7%	62.7%	—	29.5%	29.5%	—	11.3%	11.3%	—	22.8%	22.8%	—
デジタル庁	100.0%	100.0%	—	27.5%	27.5%	—	—	—	—	27.5%	27.5%	—
カジノ管理委員会	69.9%	69.9%	—	7.8%	7.8%	—	2.3%	2.3%	—	6.2%	6.2%	—
復興庁	74.5%	100.0%	18.5%	30.3%	32.9%	0.0%	20.8%	—	20.8%	27.9%	32.9%	16.9%
総務省	34.4%	66.2%	0.0%	38.2%	38.2%	—	4.1%	12.0%	1.1%	15.8%	29.3%	1.1%
公害等調整委員会	0.0%	0.0%	—	—	—	—	8.3%	8.3%	—	8.3%	8.3%	—
消防庁	70.7%	89.8%	0.0%	30.1%	30.1%	—	7.8%	28.6%	0.0%	23.6%	29.9%	0.0%
法務省	48.0%	90.0%	47.2%	3.3%	23.7%	2.7%	3.7%	41.3%	3.6%	3.5%	25.5%	3.1%
出入国在留管理庁	33.8%	100.0%	31.0%	21.5%	55.4%	16.7%	4.5%	—	4.5%	10.3%	55.4%	8.3%
公安審査委員会	0.0%	0.0%	—	—	—	—	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	—
公安調査庁	5.0%	22.6%	0.0%	11.8%	11.8%	—	2.5%	9.6%	1.0%	3.0%	10.1%	1.0%
外務省	97.6%	97.6%	—	25.6%	25.6%	—	0.0%	0.0%	—	25.0%	25.0%	—
財務省	15.9%	100.0%	4.3%	35.5%	44.3%	8.9%	5.3%	0.0%	5.3%	10.0%	43.3%	5.4%
国税庁	4.4%	95.4%	2.7%	13.0%	29.0%	4.1%	2.7%	4.8%	2.7%	3.2%	23.3%	2.8%
文部科学省	91.9%	98.3%	39.4%	24.2%	24.9%	9.5%	4.3%	14.8%	1.8%	22.6%	24.7%	4.8%
スポーツ庁	100.0%	100.0%	—	38.1%	38.1%	—	—	—	—	38.1%	38.1%	—
文化庁	97.7%	100.0%	0.0%	17.7%	17.7%	—	0.0%	—	0.0%	17.3%	17.7%	0.0%
厚生労働省	26.1%	96.0%	16.3%	19.3%	42.3%	0.5%	3.9%	28.8%	3.7%	7.9%	41.7%	3.2%
中央労働委員会	10.1%	10.5%	0.0%	10.0%	10.0%	—	1.1%	1.2%	0.0%	2.0%	2.1%	0.0%
農林水産省	25.5%	53.9%	15.0%	13.8%	23.6%	0.8%	3.6%	16.4%	1.1%	6.1%	19.9%	1.0%
林野庁	3.7%	30.1%	0.0%	20.0%	20.0%	—	3.0%	23.6%	0.9%	3.5%	22.0%	0.9%
水産庁	21.9%	26.7%	0.0%	31.9%	31.9%	—	22.1%	27.6%	4.0%	24.3%	28.7%	4.0%
経済産業省	44.0%	79.0%	0.0%	38.2%	38.2%	—	14.5%	20.9%	12.8%	24.9%	34.5%	12.8%
資源エネルギー庁	97.1%	97.1%	—	63.3%	63.3%	—	15.4%	15.4%	—	61.9%	61.9%	—
特許庁	13.3%	13.3%	—	19.1%	19.1%	—	0.9%	0.9%	—	3.3%	3.3%	—
中小企業庁	93.8%	93.8%	—	64.5%	64.5%	—	100.0%	100.0%	—	66.7%	66.7%	—
国土交通省	10.3%	88.2%	0.2%	27.2%	27.5%	3.8%	18.3%	34.8%	18.0%	19.2%	28.3%	18.0%
観光庁	100.0%	100.0%	—	42.8%	42.8%	—	—	—	—	42.8%	42.8%	—
気象庁	26.0%	85.0%	0.0%	6.9%	6.9%	—	4.5%	15.3%	3.8%	5.1%	8.2%	3.8%
運輸安全委員会	68.7%	100.0%	0.0%	0.8%	0.8%	—	1.8%	—	1.8%	1.1%	0.8%	1.8%
海上保安庁	7.3%	81.9%	0.0%	14.4%	14.4%	—	9.7%	0.4%	9.9%	10.1%	11.8%	9.9%
環境省	67.7%	95.3%	45.9%	25.4%	38.8%	3.5%	18.9%	52.3%	16.6%	23.3%	39.4%	10.6%
原子力規制委員会	59.8%	62.3%	2.2%	12.7%	12.6%	100.0%	9.4%	8.9%	13.3%	11.1%	11.0%	13.0%
防衛省	100.0%	100.0%	—	19.0%	19.0%	—	—	—	—	19.0%	19.0%	—

※1 集計対象は、一般職国家公務員である。

※2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。また、令和3年度における職員の割合は、対令和3年度末予算定員のため、100%を超えることがある。

※3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和3年7月から令和4年6月までの状況（これらの府省における職員の割合は、対令和4年度末予算定員）

※4 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。

※5 デジタル庁は発足日（令和3年9月）以降の状況

令和3年度 特例業務の要因別職員割合（府省別）

【他律部署】

府省名	①大規模災害への対処	②重要な政策に関する法律の立案	③他国又は国際機関との重要な交渉	④新型コロナウイルス感染症対策関連業務	⑤予算・会計関係業務	⑥人事・給与関係業務	⑦国会対応業務
全体	2.4%	10.5%	9.4%	11.2%	12.6%	6.6%	18.7%
会計検査院	-	-	-	7.7%	18.7%	7.7%	5.5%
人事院	-	-	-	-	-	-	-
内閣官房	4.1%	1.1%	0.7%	17.4%	3.7%	11.1%	13.0%
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	6.1%
内閣府	16.3%	18.2%	1.2%	12.3%	12.8%	4.2%	26.8%
宮内庁	-	-	5.1%	16.9%	11.9%	20.3%	-
公正取引委員会	-	1.9%	-	5.6%	20.4%	18.5%	16.7%
警察庁	3.4%	24.9%	1.2%	14.8%	4.3%	2.5%	21.8%
個人情報保護委員会	-	40.0%	24.0%	-	-	-	4.0%
金融庁	-	13.8%	15.2%	7.4%	3.2%	8.3%	18.2%
消費者庁	-	27.1%	-	7.1%	30.0%	20.0%	54.3%
デジタル庁	-	0.9%	2.8%	-	17.6%	8.3%	21.3%
カジノ管理委員会	-	-	-	-	25.0%	37.5%	-
復興庁	-	25.5%	-	-	23.4%	8.5%	40.4%
総務省	1.9%	16.9%	1.8%	5.6%	11.3%	8.7%	31.0%
公害等調整委員会	-	-	-	-	-	-	-
消防庁	29.7%	-	-	18.9%	13.5%	-	2.7%
法務省	-	11.0%	2.7%	8.9%	5.3%	1.2%	7.4%
出入国在留管理庁	-	19.4%	-	13.7%	1.4%	2.5%	-
公安審査委員会	-	-	-	-	-	-	-
公安調査庁	-	-	-	-	10.0%	60.0%	30.0%
外務省	-	-	63.1%	28.4%	2.2%	2.4%	-
財務省	0.1%	1.2%	8.6%	2.1%	3.1%	9.0%	5.7%
国税庁	-	-	-	5.4%	4.4%	9.1%	1.3%
文部科学省	1.3%	10.4%	3.9%	14.5%	19.7%	5.2%	27.3%
スポーツ庁	-	-	-	24.4%	13.3%	4.4%	4.4%
文化庁	-	19.2%	7.7%	5.8%	21.2%	5.8%	21.2%
厚生労働省	0.2%	8.5%	1.7%	23.2%	23.1%	9.0%	30.4%
中央労働委員会	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	3.2%	8.7%	5.1%	10.1%	16.8%	14.4%	19.3%
林野庁	14.3%	2.9%	-	-	65.7%	2.9%	17.1%
水産庁	1.5%	10.3%	14.7%	8.8%	22.1%	11.8%	27.9%
経済産業省 (商社エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を含む。)	1.1%	15.7%	21.0%	6.8%	1.2%	2.7%	39.5%
国土交通省	6.1%	17.0%	4.2%	3.8%	28.0%	5.5%	10.9%
観光庁	-	-	-	31.6%	28.4%	5.3%	17.9%
気象庁	26.7%	-	-	-	27.8%	15.6%	4.4%
運輸安全委員会	-	-	-	100.0%	-	-	-
海上保安庁	8.6%	2.0%	5.3%	5.3%	17.9%	9.3%	18.5%
環境省	0.8%	13.4%	11.5%	-	23.2%	4.4%	15.6%
原子力規制委員会	16.9%	1.2%	4.8%	15.7%	19.3%	13.3%	8.4%
防衛省	-	-	-	50.0%	50.0%	-	-

※1 集計対象は、一般職国家公務員である。

※2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。

※3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和3年7月から令和4年6月までの状況

※4 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。

※5 デジタル庁は発足日（令和3年9月）以降の状況

※6 他律部署の割合については、他律部署の4つの基準のうち、いずれかの基準に該当した職員の人数を100%として算出したものである。

※7 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省国有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない。

令和3年度 特例業務の要因別職員割合（府省別）

【自律部署】

府省名	①大規模災害への対処	②重要な政策に関する法律の立案	③他国又は国際機関との重要な交渉	④新型コロナウイルス感染症対策関連業務	⑤予算・会計関係業務	⑥人事・給与関係業務	⑦国会対応業務
全体	13.6%	0.9%	0.3%	7.3%	15.8%	10.4%	1.1%
会計検査院	-	-	-	-	-	-	-
人事院	-	-	-	-	-	-	-
内閣官房	-	18.2%	-	18.2%	-	-	36.4%
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	25.0%
内閣府	0.7%	0.7%	-	4.7%	36.9%	7.4%	4.0%
宮内庁	-	-	8.3%	18.3%	20.0%	3.3%	-
公正取引委員会	-	-	-	5.6%	16.7%	44.4%	-
警察庁	6.3%	-	-	33.3%	18.8%	12.5%	-
個人情報保護委員会	-	-	-	-	11.1%	77.8%	-
金融庁	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	6.3%	6.3%	25.0%
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	18.2%	9.1%	-
総務省	-	0.8%	0.8%	4.8%	5.6%	7.9%	22.2%
公害等調整委員会	-	-	-	33.3%	33.3%	-	-
消防庁	75.0%	-	-	-	-	-	-
法務省	1.8%	0.4%	-	20.8%	26.2%	25.2%	1.5%
出入国在留管理庁	-	-	-	17.2%	12.8%	18.9%	-
公安審査委員会	-	-	-	-	-	-	-
公安調査庁	-	-	-	-	-	34.1%	-
外務省	-	-	-	-	-	-	-
財務省	0.1%	-	-	5.0%	18.8%	25.7%	-
国税庁	-	-	-	7.1%	1.9%	25.4%	-
文部科学省	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ庁	-	-	-	-	-	-	-
文化庁	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	-	0.1%	-	38.1%	2.5%	3.3%	0.9%
中央労働委員会	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	1.3%	11.5%	3.6%	9.0%	15.1%	6.4%	5.4%
林野庁	10.4%	3.0%	1.5%	-	31.1%	11.9%	-
水産庁	0.6%	3.6%	2.4%	0.6%	40.5%	5.4%	11.3%
経済産業省 <small>（産業競争力強化庁、規制庁及び中小企業庁を含む。）</small>	3.2%	4.7%	1.2%	0.7%	-	-	4.7%
国土交通省	27.8%	0.6%	0.2%	1.7%	19.2%	4.5%	0.4%
観光庁	-	-	-	-	-	-	-
気象庁	25.5%	-	-	-	16.4%	7.9%	-
運輸安全委員会	-	-	-	-	-	100.0%	-
海上保安庁	1.2%	-	-	7.9%	15.7%	12.8%	-
環境省	-	-	-	-	17.7%	8.5%	-
原子力規制委員会	-	-	2.4%	-	2.4%	-	2.4%
防衛省	-	-	-	-	-	-	-

- ※1 集計対象は、一般職国家公務員である。
- ※2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。
- ※3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和3年7月から令和4年6月までの状況
- ※4 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。
- ※5 デジタル庁は発足日（令和3年9月）以降の状況
- ※6 自律部署の割合については、自律部署の2つの基準のうち、いずれかの基準に該当した職員の人数を100%として算出したものである。
- ※7 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省固有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない。